

随意契約理由書

件名	中突堤ボーディングブリッジ保守点検業務	
契約の相手方	カワサキテクノクリエイツ株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由		
中突堤ボーディングブリッジ(平成17年竣工)は、中突堤旅客ターミナルに着岸する客船の乗降客に対応するため使用するボーディングブリッジである。 このボーディングブリッジには多くの電気部品が使用されているが、お客様に常に安全な状態を提供するためには、定期的かつ計画的な機器の更新・メンテナンスが必須であるため、保守点検を行う。 客船用ボーディングブリッジは、各メーカーが独自の技術により設計・製作を行っているため、その構造・仕組み・運転方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムもメーカーごとに異なり、機械装置・電気制御装置の互換性がない。したがって、製作したメーカー以外による保守は不可能である。 当該ボーディングブリッジの製作メーカーである川崎重工業株式会社は、メンテナンス業務を行っていない。 上記業者は、川崎重工業株式会社から保守、メンテナンスについて100%業務移管されている出資子会社で、構造・制御等について十分に熟知しており、本業務の履行が可能なのは上記業者のみである。 よって、上記業者との随意契約を行うものである。		
担当部署 (問合せ先)	港湾局海務課事務係	(電話番号 078-272-1611)